

第7回議員報酬等に関する在り方調査会会議録

(大森座長)

今回、皆さん方にご検討いただきました「中間報告書（案）」でございますけれども、さらに修正等をしたものをお手元に配付してございまして、若干どこをどういうふうに直したかについて、事務方から報告していただきまして、その案と、でき得れば中間報告なのですが、これだとちょっと内容が最初にイメージが分かりませんので、何かタイトル風のものをお付けしたいなと思いまして、それをお諮り申し上げたいと思います。

それでは、事務方のほうから簡単に説明をお願いします。

(事務局)

中間報告（案）

これは前回、先ほど座長のほうからもございましたように、名古屋市で開催いたしました第6回の調査会以降、書き足りない部分を書き足して、そして委員の皆さん方にはご確認をいただいていて、特段のご意見はなかったところなのですが、昨日、座長のほうから、より調査会の考え方をクリアにするような形で修文をいただいたものです。これは今現在、赤字で示させていただいております。

特に大きなところはさほどないのですが、例えば6ページをご覧いただけたのですが、こここの部分につきましては応招旅費というものを普通旅費に一元化したという、これは全国でも初めての動きで、今でも応招旅費というものの制度を取つておるところもあるということで、これは特に詳しく説明したほうがいいのではないかということでご説明をさせていただいております。

あと、出典とか、例えば18ページあたりの表III-2の出典とか、そういったところの整理をしたり、表に追加させていただいたり等々も示させていただいております。

それから、Vのところなのですが、「三重県議会議員の報酬のあり方について」というところで、有給職という観点、あるいはボランティアというものをどう扱うのかというようなことにつきましては、前回もまだ議論があつて宿題になつていた部分ですけれども、これも座長のほうで、調査会の考え方をより鮮明に示せるようにという形の修文をいただきました。

それから、41ページのほうですが、「議長・副議長加算」、こここの部分につきましても、何カ所か修正をしていただいております。

それから、46ページのところでございますけれども、ここは知事と議員との比較をする場合の話において、職務権限、職責の違い、これをどのように反映したらしいかというところが、前回の調査会で宿題になっていた部分で、それを一定程度書き示したものをお配りさせていただきましたけれども、その部分についてさらに座長から、より鮮明な書き方にするようにという形で修文をしていただいております。

それから中間報告の「まとめにあたって」という部分につきましても少し修正をしていただきました。

あと、別添のほうですが、これは最後のところで「別添4」なるものを付けたか、付けないかというお話がありましたけれども、これはもう付けないという形で判断をされて、この中間報告の中には載ってはおりません。

概ねそのような修正でございます。

(大森座長)

その程度の修正なのですが、何回読んでも少し直してみたらどうかということがありまして、昨日来まして、細かく点検して一応これで私どもとしては中間段階でお示しできるのではないかということで、本日、でき得れば、今ざつとお目を通してくださいているのですが、この中間報告案の「案」を取りまして、これを「中間報告」としてお出ししたいというふうに思います。

それで、実は先ほど言いましたように、このタイトルをできれば作りたいと思って、皆さん方のご意見等を伺った上で、「エイ、ヤーッ！」と、こういうのはどうかと言って、これをちょっとお諮り申し上げまして、これでよろしければタイトルをお付けしたいと思っています。

タイトルを「三重県議会議員の活動と報酬のあり方」にさせていただいて、これは今回の中間報告の内容をできるだけ正確に表すためには、現在の三重県の議員さんたちがどういう活動をしているか、実態に合わせまして私どもが考えましたので、その内容を表すメインタイトルだとして、若干「～」が付いているのですが、一つは先進的に議会改革をおやりになってきてますけれども、なお一層、県民の期待とか信頼に応えてもらいたいということと同時に、今回

は私どもとしてはまだ法律の言葉になっていない「公選職」という言い方を取っていますので、展望的な観点に立って県民の深い信頼に応える公選職を目指してもらいたい、そういう私どもの願いや期待を込めまして、副題をそういう形にしてはどうかというふうにご提示申し上げて、これでもし皆さん方のご賛同が得られれば、これをメインタイトルにして、今日、議長さんに報告書をお渡ししたいと思いますが、いかがでしょうか。

岡本先生、こういう感じでよろしゅうございましょうか。

(岡本委員)

はい。

(大森座長)

それでは、傍聴席の皆さん、恐縮ですが、一応今日これから政務調査費のほうの検討に少しうりまして、この後の記者会見等のスケジュールの関係で、ある段階で議長さんに私から正式に報告書をお出しして、それでこの会議を閉じて記者会見に臨むという話ですので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っています。

それでは、政務調査費のほうの今日はざっと検討に入りたいと思います。

まずこの事務局のほうで一応資料を若干整えてもらっておりますので、この説明を受けましょうか。

(事務局)

資料 1

「三重県政務調査費の交付に関する条例」で、まず地方自治法の規定がある訳なのですが、それを受けまして条例が作られております。

その中で、例えば第1条「趣旨」ですけれども、「三重県議會議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」ということで、これは報告書の中でも調査研究とは一体何かというお話をいただいたところでございます。

それから第3条のところは「政務調査費の額」ということで、会派分というのが一月当たり15万円、それから議員分が一月当たり18万円というふうになっておりますけれども、この政務調査費の額につきましては、現在、附則のほうで20%の削減をされているというところでございます。これもちょっと出てまいります。

それから、おめくりいただきまして 2 ページのところに第 9 条が出ておりま
すが、「別表に定める使途の項目ごとに議長が別に定める使途基準に従い」とな
っております。議長が別に定める使途基準というのが次に出てまいりますが、
条例施行規程というのを定めておりまして、そのほうで詳しく書いておりま
す。

次の 3 ページになりますが、第 10 条の第 4 項のところですが、政務調査費に
係る領収書その他証拠書類の写しとか議長が別に定める書類とかいう形で、こ
ういうものを揃えて内容を閲覧していただいているという現状でございます。

それから、第 11 条のところで「議長の調査」というのがございますが、政務
調査費の收支報告書が提出された後には、議長が調査を行うということになっ
ております。これは後ほど出てまいりますガイドラインのところで若干お話を
させていただきたいと思っております。

それから、第 13 条の第 4 項ですけれども、議長が別に定める方法により閲覧
するということで、施行規程のほうはその細かいことを定めると同時に、閲覧
について詳しく定められておるということでございます。

それから、先ほど額のところで申し上げましたが、最終の 4 ページのところ
ですけれども、附則の 3 のところで、現在、会派に係る政務調査費の額は一月
当たり 8 万 4,000 円ということですが、これは総額 33 万円、議員分と会派分を
合わせて 33 万円ですけれども、その 20% を削減いたしまして、それを会派
分 15 万のほうから引いています。6 万 6,000 円を 15 万から引いて 8 万 4,000 円
というふうに現在のところはなっております。

それから 4 ページの表ですが、これは会派分と議員分で何が違うかと言いま
すと、議員分については事務所費というものが認められております。この事務
所費につきましても、ヒアリング等々でいろいろご意見があったところかと思
いますので、また後ほど説明させていただきたいと思っております。

資料 2

これは条例施行規程で、様式集が付いておりますのでボリュームが多くなっ
ておりますが、基本的には条例の委任を受けて細かいところを定めた部分でござ
ります。

例えば第 5 条のところでございますが、ここに「使途基準」というのがござ

います。会派に係る政務調査費については別表第1ですが、これはこの資料の3ページの下のほうから始まっております。「調査研究費」という項目は条例に書いてあるのですが、その中身はどのようなものかというような決めがある。それから、5ページのほうに行きますと、別表第2は議員分ですが、これはもう調査研究費とか研修費とか、この中身にどのようなものがあるかということを、条例よりもより細かく決めたものでございます。

それから第6条のところでは旅費のことが書いてあります。旅費につきましては、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に規定する旅費の例により、計算することができるというふうな形で、現在ほとんどこの形でやっていただいております。「計算することができる」ということで、しない方法もあるのでしょうかけれども、そうしないという根拠がなかなか見当たらないものですから、大抵はこれに則ってやっていただいているはずでございます。

それから2ページのほうですが、これは政務調査費のより細かい部分に係わってまいりますが、第9条第1項の(2)のところで、「旅費及び当該旅費に付随する旅費の支払いに係る内訳を記載した支出計算書」とございます。これは交通費が多くを占めるものなのですが、この部分につきましては、その切符代の領収書を添えていただくという意味ではなくて、支出計算書を付けていただくというような形を取っております。

施行規程の7ページ以降は様式集が付いているだけでございますので、説明はこれだけにさせていただきたいと思います。

資料3

「政務調査費ガイドライン」で、現実に議員の皆さんの政務調査費というものの収支報告書を作成する、充当する、しないというようなことは、このガイドラインに沿ってやっていただいているわけですが、「平成21年6月改正版」と付いております。ただ、これは基本的には平成21年3月でもうすでに大半が固まつておりました。21年6月になって海外政務調査のことについて若干書き加えたという部分で、これが最新でございますが、21年3月にはすでにでき上がっていたものでございます。

いろいろ書いてございますけれども、5ページのほうをご覧いただきたいと

思います。5 ページの大きな「4」のところで、「具体的な使途基準」というふうに書かれておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、平成 21 年 3 月 19 日の代表者会議で改正内容が了承されということで、平成 20 年度に交付される政務調査費から適用することとしましたということでございまして、平成 20 年度分は平成 21 年度に入ってからでございますけれども、領収書を全部付けて 1 円以上すべて公開というふうな形になりました、そのためのより細かなガイドラインであるというふうな解釈でございます。

9 ページまで飛んでいただきたいと思いますが、「収支報告書に添付する証拠書類等」ということで、(2) の①のところで、先ほども若干ご説明いたしましたけれども、旅費等支出計算書ということで、この場合には切符代の領収書を添えていただくことなく、交通費いくらかかったということを計算して示していただくという形のものでございます。

それから、11 ページの一番下のところに「議長調査による事務局の審査内容」というのがございます。先ほど条例第 11 条のところで、議長が調査をするというふうな形になっておりましたけれども、事務局のほうではどのような調査をさせていただくかと言うと、様式とか書面の記載、押印漏れ等々、このような形式審査をさせていただいておるということでございます。

続きまして 12 ページをご覧いただきたいと思います。この中で⑤、これは政務調査費を支出することが不適切と考えられる例ということで、挨拶、会食やテープカットだけの出席費用の支出ということで、報酬のご議論をいただく際にも、その内容次第で公費支給の対象となり得るものというような形の中で、こういう例として挙げておられますのが、起工式や竣工式への出席ということで、単に挨拶やテープカットだけの出席については、これは政務調査費の充当は適切ではないというようなことが示されております。

それから 16 ページのほうをお願いいたします。16 ページの②の宿泊料のところですが、1 泊当たり 1 万 6,500 円を定額としますが、「定額以内の実費でも可」というふうに書いてあります。ここにつきましてもヒアリングだとか、あるいはこれは自由記述のほうだったかと思いますが、1 万 6,500 円は高すぎるのではないかというようなご意見もいただいておりましたが、これは先ほど申し上げましたように、その費用弁償に関する条例、報酬や期末手当や費用弁償

を定めた条例の中でこのように決められておりますので、これが上限という形の処理であろうかと思います。

それから、次の③の調査雑費のところがありますが、これも定額公務雑費というものが、普通旅費の場合には含まれておりますが、政務調査費の場合にはこれを「調査雑費」と読んで、1日当たり定額の雑費が出ております。この中には、携帯電話料金などの通信費、それからタクシー料金など目的地内の移動経費、あと駐車場代など、そういう諸雑費を含むという形になっております。

では、おめくりいただきまして 17 ページでございます。ここはちょっと太字になっている部分もあるのですが、実際のところは中ほどの②に「議員分、会派分を問わず」という記載がありますが、その中で特に太くなっているところで「その後なるべく早期に公開の報告会を実施することとします。(平成 21 年度以降)」、ここの部分が平成 21 年度 6 月改正のところでございます。海外政務調査は計画書を事前に議長に提出していただくことになりますが、帰国後、その結果報告を出していただき、さらに公開の報告会をやっていただくというようなことがこの時に決められました。

それでは、次に 19 ページに行っていただきたいと思います。19 ページの中ほどに「(5) 自発的な運用基準の厳正化」というところがございます。②のところで、「事務所費、事務費、人件費の支出上限設定」というところがございます。2 行目ですけれども、「本来の調査研究活動を補完するために必要な経費であることから」ということで、事務所費、事務費、人件費につきましては、交付額の 2 分の 1 を超えて支出することはできないものとしますということを、このガイドラインで定めていただいております。

意見の中には、2 分の 1 はきついというような意見をたくさんいただいておりますけれども、それはこのガイドラインの中でこのように運用するようにというふうにお決めいただいたものでございます。ガイドラインについては以上でございます。

資料 4.5

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例で、その中の第 6 条以降第 8 条まで、旅費のことについて定めが書かれております。この規定により計算することができるというふうに決められておりまして、この規

定によってやっていただいているという状況ですけれども、2ページの第7条の第2項ですけれども、「職員等の旅費に関する条例に規定するもののほか、公務雑費とする」ということで、これが一般的な普通旅費で言うところの公務雑費でございます。これを政務調査費で使っていただく時は「調査雑費」というふうに読み替えて使っていただくようになっております。

第5項のところで1日につき3,000円とすると。これで1日当たり定額で3,000円というふうになっております。

それから、同じく2ページの下のところ、10のところですが、宿泊料は1万6,500円と、ここに規定がございます。

それから最終ページの4ページですが、これは附則に属する部分ですが、4のところで「第7条の規定による職員等の旅費に関する条例の適用については、同条の規定にかかわらず、同条例附則第9項の規定は適用しない」という規定がございまして、次にお出しいたしました資料5をご覧いただきたいのですが、旅費に関する条例の抜粋をしたものでございます。

附則の第9項とは何かと言うと、特別車両料金、いわゆるグリーン車の利用のことでございますけれども、これにつきましては職員等の旅費に関する条例のほうでは、「当分の間、特に旅行命令権者が認めるものを除き、これを支給しないものとする」というふうに決まっておりますけれども、この費用弁償のほうの条例のほうでは、この規定は適用しないというふうに言っておりますので、グリーン車を利用していただくことができるというふうな形で運用されております。このグリーン車の利用についても、ご意見がございましたので、こういうところに規定があるのだということをお示しさせていただきました。

資料6

もうすでにお出しをさせていただきましたアンケートの自由記述分からの抜粋、あるいはヒアリングをしていただいた時のヒアリングとか意見交換会の抜粋ということで、7ページ以降はヒアリングの時のご意見なのですが、政務調査費に係わりのありそうな部分を抜き書きしてお示しをいたしております。以上でございます。

(大森座長)

ありがとうございます。

議員報酬のほうはご案内のとおりですけれども、特別職等の報酬審議会のほうで答申が出て、それによって運用されているということで、政務調査費はそういう仕組みがありませんので条例で決めているのですが、最初の疑問は、1ページにあるようになぜ一月当たり会派が15万円で、議員1人当たり一月18万円なのか。この金額はどういう理由で、根拠で、出てきたものか分からぬ。

それは、私たちの最初の報告書のほうの政務調査費のほうでも経緯について若干書いてあるのですが、そもそもこれは、この条例の前は知事さんの判断による公益上の補助金で出していたはずなのです。県政調査費として。その時の額がベースになっていて、多分若干動かしているのではないかと思うのですよね。だから、何の根拠もないとは言いませんが、そもそもこれから制度が移って、法律ができて条例化した時に、多分金額を検証したのではないかと思います。

それで、承っている私たちとしても、政務調査費のあり方をどうすればいいのかということは結構悩ましくて、どうしてそうなったのですかと言ったら、当時の知事さんはどうして30万近く出したんですかと、誰がこういう金額を出したのですかというのは今更探りにくいと思いますし、そのあと議会のほうでお決めになった時、どうしてこれを33万にしたんですかということはどこかでお聞きしなければいけないことですが、まずそういうことから始まって、今ご指摘いただいたのですが、この政務調査費の使途及び使い勝手についていろいろご意見がございます。

それで、青山さんのように新聞記者をやっていますと、取材費というのが多分使えるようになっていまして、取材費のほうも、結構民間のほうもきついような話になっているのかも知れませんが、私の知っている限り、新聞記者が取材をする時、あんまり細かいことまで全部やれと言われると取材にならないんじゃないかなということも片一方であるように見ていて、それと同じようにこの議論がなされるかどうか分かりませんが、この類の性質の支出について少し幅広くいろいろ検討した上で、実態を捕捉して何か考えていいかといけないなと思っているのですけど。

今日、今ざっと資料の説明がございましたので、少しどういう観点で今後検討すればいいかについて何かお気付きの点があれば出していただいて、次回に備えたいと思います。どなたからでも結構です。ご質問等があればお出しいた

だければと思います。お願ひします。

議長さん、これ、どうして今の額ですかと私のほうからお聞きしても、なかなかお答えにくいのではないかと推測するのですが。この額が出ることに対して。

(山本議長)

そのとおりです。

(大森座長)

多いと言う人もおいでになるし、少ないと言う人もおいでになって、議員さん個々の活動の実態がある程度多様ですので、それぞれのお考え方があると思うのですが。

廣瀬さん、他で議論した時に、政務調査費と議員報酬の関係について、支出の性質が違うのですよね。議員報酬は所得ですよね。これは扱いとして所得でないですよね。そういう相違があるのですが、実際にお金を使っていますですね。個々の議員さん、会派は。この点についてどこかでどなたかが関係について議論したことがありましたか。報酬と政務調査費について。

(廣瀬委員)

その論点と重なるかどうか分かりませんが、町村の場合にはそもそも支給をしているところ自体がせいぜい半分程度でしょうか。それから政令市は、あるいは東京23区は都道府県議会にだいたい水準として近いのですが、そうでない一般の基礎的自治体では月額、会派、数、個人分、按分はいろいろですが、せいぜい数万円。三重県議会との比率で言うと1割、あるいは少ないところはそれより少ないですし、多いところでも2割までは行かない程度、そういうところではやはりかなり使途の性質そのものも違っているというのが現実で、それを一つの制度でカバーしているというところをどう考えるかという論点が出てくるかと思います。

(大森座長)

そうすると、選挙区制度を持っている都道府県のように、広い圏域でこの資料に置かれる性質をどう考えるか、少し細かい議論が必要ですね。比較的面積が少なくて少数の議員さんたちでやっている町村のような場合に必要なこういったものと、それから都道府県で考える時に少し何か考えなきゃいけないかも知れませんね。

普通の県民の人から見ると、政務調査費が出ているのですが、出ていると言われると、県民の人はどういうふうに受け取って、どういうふうに理解しているのか、今までどこかに調査がありますか。報酬は分かるのですけど、政務調査費について県民の方がどの程度認知しているとか、どういうふうに考えているか、どこかに調査がありましたか。ほとんどないでしょうね。三重県はないですか。

(事務局)

政務調査単体ではなかったと思います。

(大森座長)

どういうふうに検討していけばいいのか、ちょっと案を、思い付いているようなことがあればお出しいただきたいと思います。

(廣瀬委員)

都道府県や政令市等について言いますと、非常に政務調査あるいは議員の行う調査のため、その調査というところの必要経費というのが、月額数万円程度のところでは、それこそ視察に行く旅費の出費あるいは資料を購入した費用、あるいは研修に行った、それにかかる経費等で足がでていると言うか、もう実費をカバーするのがカツカツであって、通常そういうふうに使っている方の政務調査費の使途を言うと、それによって例えば政策立案のための参考情報を得ていらっしゃるとか、自治体の財政についての知識をこれで深めているのだと、そういうことが一対一でわりと明確に見える範囲でももうすぐに底をついてしまうという状況かと思います。しかし、月額を今は減らしていらっしゃいますが、条例本額で言うと33万円を1人当たり、会派分と個人分がありますが、使えるということになると、かなり幅広く議員活動にかかる必要経費のうち、「政務調査」という概念に当てはまる部分について充当していくという使い道をされているのだろうなという印象を持つわけです。

そうなりますと、具体的にこの研修に行ってここで使いましたと言うのに比べると、その活動が例えば政策の提言とかそういうことにどうつながっていますかという関係が、より一般的なと言うか概括的になりますので、そうなってきた時に議会議員活動そのものの範囲をどこで線を引けるか、線を引きにくいというのが、今回の前半の報酬に係る中間報告の中の一つの要素でありました。

その明確に線を引けない議員活動のうちのある程度線を引ける部分について、ものによっては 100%、ものによっては按分で支給をするという形になっていますので、その活動実態と、それから政務調査という、この法律が期待をしている議員の活動のある部分については、少しやっぱりそこを突いていかないと、積極的なあり方についての提言をできないと思います。

報酬という形の基準とはちょっとまた違う観点になると思いますが、やはり議員活動の実態に合わせたある種の分類論みたいなことをしないと、判断できないのかなとは思います。

(大森座長)

法律上、費用弁償で出せるのですよね。あそこに唯一、職務に必要な限りは出せるのですが、この費用弁償、先ほどちょっと細かく注を入れて修正をしたところと関係するんですが、それを「応招旅費」と呼んでいたんですが、だから本会議とか委員会の時に、その日に議員さんたちがおいでになると、まだやっているところもあるが、1 日日当分のものを出していったのですね。その「応招旅費」と称して旅費、つまり政務調査費である費用弁償のほうで出していったのですね。それが相当歪みがあって、三重県もこれを普通の旅費に変えているのですね。

でも、地方自治法に上がっている費用弁償というのは、あれは議員さんたちが少なくとも議会の活動、正式活動、規則上の活動を含めまして、それに使えるのですよね。法律上は。そのこととこちらの政務調査費の旅費との関係はどういうふうになるのかということですね。費用弁償のほうは全体として雰囲気がきつくなったのですね。あれがどうも二重取りになっていると。だからきちんと整理をせよと言って、普通旅費にはどんなところは変えているのです。ただ、まだやっているところがあるのです。1 日行くといいくらというふうに。あれとの関係を考える必要があるのでないかとチラッと思っているのですが、そこはどうでしょうね。

(廣瀬委員)

機関としての業務と言いますが、機関として行う、それは全議員が行うものもあれば、一部の特定の、例えば委員会に属していらっしゃる方だけのものもあれば、議会の命を受けて一議員が行われることもあるでしょうけど、機関と

しての業務の部分についてはそういうった費用弁償のカテゴリーであって、この政務調査費というのは、個々の議員さんが自らの裁量で政務調査のために必要な経費として支出をすることは認められる。その機関の一員としての機関の活動に従事をする部分と、合議制代表の一メンバーとして、これは機関として組織だって動くだけではなくて、個々の判断においてさまざまな情報収集であるとか政策に関する知識の習得であるとか、いろいろなことをすることが合議体がちゃんと機能するためには不可欠なことなので、それに対する必要経費という部分が、機関決定に基づく機関の活動の費用弁償ということとは、おそらく合わないということなのだと思います。

(大森座長)

基本は、法律上、議員さんは議会の任務を果たすための活動、議会活動と今おっしゃっているように、それを可能にするような個々の議員さんや会派の活動に係る経費、それが職務としてまったく規定されていないのですよね。オーバーラップしながら。だから一応は従来の最高裁の判決も、費用弁償について非常に限定的なのですよね。当時は、地方自治法上、正式の会議に出る以外は認めないと。それで少し地方自治法を緩めてもらって、規則によっていろいろ、例えば代表者会議に出るような会議もきちんと費用弁償で通るのでないですかと書いてもらったのですけどね。司法のほうの判断で、もともとこれは旧自治省の考え方なのですが、結局、正式の会議に出る時しかあれば使えないのだというふうに考えちゃったのですよね。

ということは、実はあの「職務」というのは非常に限定して解釈している。それで、実は本当は議員さんの活動はそうじゃないのではないかと。今回はそういったふうにもっと幅広く。だから、実は費用弁償のあの規定と解釈を、どこかで合わなくなっているのではないかと思っているのですよ。

一応切り分けは、今、廣瀬さんがおっしゃっているように、ここは会議と言うか、議会活動を担うために必要な職務、それを「職務」と呼んでいる。だから、やっぱりそれ以外の職務はないという説になっているのですね。あの解釈は。それ以外は職務でないと言ったら、そうしたら法律上、政務調査費は認めておられるのでないですか、この会派も正式に。それは議員さんの職務じゃないのですかと。

だから最高裁の判決が実は時代遅れになり過ぎたのですね。今回、我々はこれを仰せつかって相当それを学んでいるから、切れ目と言うか分岐点と言うか、時代の転換期に入っているものですから、それで少しいろいろなことをいろいろな角度で考えなければいけなくなつたのですね。しかし、これは悩ましいなと私も思っていますけれども。

他の方々、いかがでしょうか。

青山さん、どうでしょうか。青山さんの取材費って、どうやってお使いになつていますか。

(青山委員)

似て非なるところもあるかも知れませんが、実際に現場で何が起きているか、議員さんがどうかなのですが、どういうニーズがあるのか、みんなが何に困っているのか、どういう政治課題があるのかという現実の情報を入れるという経費もありますよね。それともう一つは、それをどういうふうに、例えば議員さんだったら政策に転換していけるのか、我々はこういう論理で例えばどういう視点で行動していけばいいのかということのための、例えば理論とか歴史だとか、そういうことを集める経費と、性格として二つあると思うのです。

それで、どっちの場合も多分私の想像ですが、これは教養の問題と職務の問題と、その二つがあって、そのグレーゾーンがあるわけです。これは自分の教養を高めるものなのか、それとも今すぐ仕事に必要なことなのか、ここは実は非常に説明がつくところとつかないところがあるわけです。実際とすれば。

実際、私の話をしてもしょうがありませんが、自分の判断で、これは会社の経費でみてもらう、これは会社の経費でみてもらわないという判断を自分でしています。聞かれた時に説明ができるかどうかの話だと思うのです。

こんなことを援用して考えていいのか、ちょっと悩みますが、政務調査費の問題は、先ほど先生方がおっしゃられた概念定義をもう一度きちんとして、そこから先は実を言うと、完全な情報公開を組み合わせることによって、ある程度の常識的な線が出るのでないかなと。極端なことを言えば、即日インターネットで公開する。で、誰もが見られる。で、「これはどういうことなの?」と聞かれて必ず応答義務を議員に課しておくというふうにした場合、それで妥当なところに行くのかなと。定性的には思うのですよね。

実は、この経費はどうなのか、あの経費はどうなのかと言っていくと、とても切りがない話だと思います。議員さんそれぞれの良心に任せるというのも、それはそうじゃないと言う人もいるかも知れません。だから、それは今も一部、三重県議会は情報公開制度を援用していると思いますが、そういう完全な情報公開、説明責任義務を個々の議員に課す。それから1円単位とするととっても面倒くさい話だと思うのですが、そのためのコストだと思って、受忍してもらう。ということなんじゃないでしょうか。

それによって、そのグレーゾーンになる部分をそれぞれの議員さんの説明責任に委ねるというのが私のイメージです。

(大森座長)

前に全国議会議長会のほうの研究会で同じような検討をした時に、現在は法律があつて条例がありますから、政務調査費は合法的に支出されているのですが、場合によつたら、要するにこれは課税していないものですから、もともとからして、逐次細かいことを全部決めて領収書を全部出せとせざるを得ないような性質のものなのですね。だから領収書を出さないと意味がないのですけれども。実際には、報酬のほうで議員さんが活動している時は、自由に自分の自律的判断でそれを使っておいでになるのですよね。だから、政務調査費をもともとその議員報酬の中へ全部丸ごと入れちゃって、どうぞその額で自由にやつてくださいとやつたほうが、議員さんはやりやすいのではないかと。

但し、その議論を出した時に、「いや、そんなことを言つたら世の中が厳しくて、現在、政務調査費で支給されている額を報酬に入れるなんてことは無理だろう。結局それは全体減額の方向に向かう。だから、大森さんみたいな考え方は無理ですよ」と言われて。しかし、片一方で議員さん側と話をしていくと、やたら使い勝手が悪いと。だから、国会議員のような、ああいう立法事務費のような、少なくとも立法事務費程度の、少し緩やかな使い方をできないだろうかとおっしゃっている。

もともと立法事務費のほうは、「立法」という限定付きなのですよ。だけど最大問題は、政務調査とは、調査研究というのは内容がよく訳の分からぬものなのですよ。片一方で訳の分からぬような規定をしながら法律が、片一方で事細かく使途についていろいろ領収書を出せと言っているのです。

従って、そもそもこの政務調査費をここに立法した時から、実はこの生々しい矛盾をはらむようなものをお決めになつたのではないかと。しかし、その当時の人を責めても仕方なくて、これはみんな議員立法でやっているのですよ。閣法でやっていないのですよ。議員立法でやりますから、当時の政権党の皆さん方に県会議員の皆さん方が会って要請して、補助金ではとてももたないので、何とか法律にしてくれと言った結果なのです。従って、これ、やり出していいのですけど、やっていけばまた次にこのことが起こっているのですね。いつまで経ってもこのタイプのものをこのまま議論していても、また再び議論が起るのでないかと思って、どこかで「エイ、ヤーッ！」と解決方策はないかと思って。

そうすると、これは今回我々が承っているような、この条例の範囲で工夫をするということから逸脱してしまうのですね。私からすると元々のこれの出発点が胡散臭いものだと、だからみんなこうやって悩んでいるのです。知らない住民は怒るのですよ、こんなものは。報酬で出して、またこれで使い勝手のいいお金が出るのかとおっしゃるのですよ。だから、私に言わせると、元々からして制度設計が泥縄風にワーッとやっちゃったのですよ。全部言ったのですけど。言って嫌われたのですけど。どこかでもう一回、もし法的な整備をするならば、どこかでこんな曖昧な規定をしないで、政務調査なんてまったく概念としては分からぬでしょ。政務とは何ですかと。調査するとはどういうことですかと。それは何のために役立つのですかと。本当にこれが曖昧なのです。だから議員さんもお困りになるし。

もし仮にこの使途について効果がどうかということを入れて行つたら、今度は事務局が全部調査して出さなきゃいけないでしょ？だから、全体としてこれを仰せつかつたのですけど、どこで何を手がかりにして議論すればいいか、皆さん方から何か知恵が出てこないかなと思って。

(青山委員)

これが一般の県民・市民から見て分かりにくいのは、勤め人の我々と議員さんのお金の出方、性格が違うのですよね。我々は給与と経費ですよね。生活給与と自分で仕事にかかった経費というふうに分かれているから、そのまま議員の仕事で考えてみると、議員さんは報酬で給与になっていないということです

よね。それで、こっちは経費に似ているけれども、政務調査費になっている。だから一つの考え方として、仮に議員さんの報酬じゃなくて給与にすれば、かかった経費にすることはできるのですが、それができないとなれば、うまく説明できるかどうか分からぬけど、政務調査費というのは経費のすべてを満たすものではない。その中の一部、歳費の中に全部入っている。逆に言うと、政務調査費で使える経費にはものすごく限界がある。それはこっちが生活給、給与になっていないから。という説明になるわけですよね。

だから、これをクリアにするのなら議員報酬じゃなく議員給与にしてしまえばいい。そうしたら、こっちを経費にする。そうしたら、我々勤め人（サラリーマン）が考えているような世界とほとんど同じに近づいてきて、みんなが理解しやすい。経費ですから、それはすべて証明できなければいけないですよね。何に使ったか。これが今度の県議会に使うための情報だったのか、4年後になるのか、少なくとも自分の任期中に必ず生きる情報収集になるのかということぐらいまでは上限だと思いますけれども、というふうに整理ができるのではないかね。

だから、現行の制度の中でやろうと思うと、先生が言ったような問題がつきまと。だから、一つの出口としてこの先の中長期的な提案とすれば、報酬じゃなく給与にすればいいのではないかと。こっちを経費にすればいいのではないかというふうにちょっと考えてみるのも、頭の体操みたいな話ですが。

（大森座長）

概念としては、もともと都道府県議会議長会の皆さん方は、国会議員と同じように歳費にして欲しいと言ったのです。だから歳費でいいと。歳費という概念を使えば、今、青山さんがおっしゃっているように、職員のほうの常勤・非常勤のあの区別の概念なんか入れなくて済むのですよね。もともとからして。「公選職」と打ち出している一つの意味はそこにあるのですよ。だからもう一回、今現在、知事さんは法律上給与が出せると。議員さんは報酬だと。それが、知事さんのほうが何となく常勤的だと、議員さんのほうは非常勤的なのだと、そういう区別をあの法律は入れちゃったものだからおかしくなっているのでないかと。だからもう一回それを直そうとしていますので、直す方法がいっぱいありますので、議員さんについては歳費でいいのではないかと。もしかしたら知

事さんもそれでいいのではないかと。知事さんと議員さんの公費の支給性質を区別しているから問題が起こるのであって、一定の公選職として仕事をお願いするのだったら、ある基準でこういう額を出しますと。必要な経費についてはこうやってきちんと出ますので頑張ってくださいと言うほうが、素直だった僕は思っているのですけど。今の法律体系も扱いもそうなっていないものですから、だから非常に限定したところで新しいあり方を考えるとおっしゃっておられるので、何とも光が見えなくて私としては困ってしまっているのですが。

今の青山さんのように、少し中長期的な展望として三重県議会のほうから、こういうふうに考えられるので少し新しい改革に乗り出せということは何らかの形で言えると思うのです。当面、現在出ているこの額と使途のあり方について何か検討の素材を乗せて何か物を言うということであれば、どういうふうにしていれば言えるのか、もう一度この33万円も検証することになるのかと。

とすると、またぞろ他のところでは、どのぐらいの額が出ているのか、また類似団体を調べて、どのぐらいの位置にいるかという話をするのか、そのへんのところはいかがでしょう。一応今回は調べられることは全部調べておきたいと思うのですね。この額についての言われも、分かる人がいれば調べたいですけど。

何か事務局を通して調査をせよというようなことがありますでしょうか。全国的な比較をすることは、データをもらえればそれはできます。三重県の議員さんとの関係では会派の関係で、今度は会派の単位になっているものですから、会派についても何か我々は検討の中に入れることがあると思うですね。会派の活動ということになりますかね。少し会派に焦点を合わせたものでいろいろ会派の皆さん方にお聞きするというようなことを、調査の中に入れ込ませていただけるかなとチラッと思っていますけど。

会派は扱いにくいのですが、やっぱり政務調査費は会派ですので、会派ということについて少し考えないといけない。どのぐらいまで調べさせていただけるか分かりませんが、今回のヒアリングの中には、政務調査費の使途をみんなきれいに明らかにしちゃうと手の内が分かるというご意見もありましたよね。政治家の皆さん方ですから。各会派で、会派は結構競い合っていますので。しかし、これが会派単位に支出されているから、会派のあり方についてまったく

度外視しては検討できない。どこかで会派についても、事務局と相談しまして会派の実態についてヒアリング調査したい。

(岡本委員)

支給実態は最低限お聞きしたらいいのではないかでしょうか。最低限、支給実態程度はやっぱり聞かないことには検討できないと思います。

それと、さっきの報酬と給与の違いですが、これは厳密にそれぞれの定義がきちっとあって、我々は努力して明確にしないといけないと思うのですが、一般の人には「報酬」と「給与」はほとんど同義語みたいな理解ですから、もし議員報酬と一般給与を比べるなら、それぞれきちんと定義をしないといけないと思います。現実にはもうほとんど同義語で一般の方は使っているように思いますけれども。せいぜい会社の役員は報酬で、一般社員は管理職までは給与で、それはどこである程度線を引いているかと言うと、要するに雇用関係があるかないか、就業規則の対象になっているか、なっていないかという、そういうことだろうと思いますけどね。

議員さんに個別に聞いた時も、あんまり政務調査費たるものがあるべきかとかどうこうというよりも、どちらかと言えばその使い方とか精算の仕方が大変だという話のほうがかなり出ていましたから、そのへんも政務調査費そのものあり方も勿論ですし、それから支給の仕方、精算の仕方と言うか、そういうものもできる限り民間会社に近いような形にしてあげればいいのではないかと思います。ただし、領収書を付けないといけないというのは、もう議論の余地のない、当たり前の話だろうと思いますけれども。

(大森座長)

例えば会派の個人の議員さんたちが政務調査費を使って、全部使い切った場合と、あまり使わないで残して返した場合、その議員さんとか会派、会派はないかも知れないけど、そういう使い方がどういうこと、どういう効果を生み出したかで、全部使わなくてもできるかも知れない。政策形成についてできるかも知れない。その場合今度は個々の議員さんのご本人の生計のこと抜きにはできないかも知れませんし、これは「支給することができる」で、支給しなくてもいいわけです。全額使い切る必要は全然なくて、必要がなかったらお返しになれることになっていますから、その点で言うと柔軟になっているのですけど、

その差が出てくるのはどうしてなのか、ですね。きちっと議員活動、会派活動を行なながら、全額要らないと言う人がいると。それはどうしてなのかということを知りたいなと言うか聞きたいなど。

しかし、片一方で足りない人がいる。自分の報酬から出ているということも言えると。しかし、その方は、その方の議会との関係の活動が一体どういう活動が成果として出ておいでになっているのだろうか。そうするとこれは、政務調査費は何のために使っているのかとギューギューやることになるのですよ。やれば、私の予測は、これは絶対もたなくなるのですよ。この手法を取っていたら。それを三重県でさせてもらつていいかということでね。先駆者ですから、先駆者の悩み、ご苦労があつてもいいかも知れないのでね。

他の県はニコニコしていても、三重県にとってはきつい話ですからね、これをやるのは。その程度までの調査は少し無理かなと。一応、先生がおっしゃつているように、会派はこういうふうに出ていて、なつてあるかということを少しつぶさに調べさせてもらうという程度のことかも知れません。

(青山委員)

この10年間ぐらい、政務調査費が非常にみんなの批判の的になつたのは、その歴史を考えてみれば、第二報酬だというふうに実質なつているのではないかという議論だったわけですよね。それで確かに今の話で、政務調査費が少なければ自分の報酬のほうから補填しているということはあるのですが、逆は必ずしも真ならずで、政務調査費が第二報酬、報酬であつてはいけないというのが大原則なのですね。だから領収書も付けるし、何なのだということになってくる。

そこの原点を考えてみると、政務調査費というのは、実はいくられどもどのくらい上げても、基準が実はなくて、その議会として実質的な出せる能力の問題、資源の問題という制約がありますから、その問題とどのくらい個々の議員のそういう私的な活動を支援するかという、まったく判断の話なのだと思うのですよ。だから、一体いくら上げるかということについては、実は基準が本当はないのだろうなと。我が県議会は、個々の議員の質を高めたいのでこれだけのお金を保障するのだという、そういう言ってみれば決めの世界の話だと思うのです。

そのうち、ただ、個人に渡すものと会派に渡すものの違いを考えた時に、特

に会派のほうは、私の頭の中にあるのは、広域自治体以上はやはり政党政治で動いていくべきものだと思うので、会派で使う政務調査費というのは本当にとても重要で、その調査研究を含め、特にその理論とかいろんな動向だとかそういうことに使っていって、それでみんなの、一つの会派の政策判断の質を高めていくというふうに使うことが期待されている性格のものじゃないかなというふうに思うのです。

(大森座長)

立法事務費は、国會議員はそういう発想です。但し、自治体の議会の議員さんの多くは、必ずしも会派、委員もおっしゃっている広い意味での政党政治の単位になっているとは限らなくて、都道府県は実態としてはそうなっていると思うのですが、それでもなおかつ、一人会派が名乗れるのですね。一人でも会派は会派なのですから、一人会派がどうして名乗れるかと言うと、将来、複数になる可能性があって、今は一人だと言っているわけで、一人会派は一人きりと思っていてもということですね。

だから、本格的に政治の枠組みとして政党政治を会派でやることになれば、政務調査費も個人に配りませんと。会派が広い意味で議会における政策の形成ということになってきたと。そういうことになれば、立法事務費の考え方には近づきます。これが取れなかつたのですよね、実際に。

しかも、会派と議員さん、議員と会派を含めて総額で1人の議員さんに割り戻して一番高いのは東京都ですよね。東京都1人60万出していますからね。一番低いところは20万ですよね。だからちょうど三重県は間。下のほうの真ん中ぐらいです。三重県はそういう意味で言うと目立っていないのです。それでもなおかつ、県民のほうからすれば、どうしてそうなるのかということが言われる。

今、基本的に私は、要するにこれが裏のほうの報酬であることにはなっていないと思うのですね。法律を直しましたから。それはそうじゃないと思っていますけど、どうして都道府県のほうではそうなるのだろうかと。東京都の議員さんたちが政策形成をやっているだろうか。この額をもらいながら。そんなことを言うと火を噴きますけどね。三重県のほうがはるかに自己改革に乗り出していますよ。そうしたら、東京都より高くていいじゃないかということだって

いけないわけではないでしょ。でも、これもまた何か自治体の財政の力とか大きさを反映して、これほどの違いがあるのですよね。

もう一つの問題点は、報酬のほうは審議会で第三者的に検討していますが、この決定はそうなっていないものですから、条例ですから議会で審議してやるのですけど、どこかでこういうものを直す時に、外の目を入れる、外の審議を入れるかどうかということも一つの考え方ですね。今回は、そのきっかけを私どもが仰せつかったと思っているのですが。

さて、どうしましょうか。金森さん、何かご意見ありますか。

(金森委員)

この報酬のほうの調査をした時に、非常に、調査と言うか政務調査に係わるところに活動の時間がものすごくかかりますよというところが出ていて、その部分の報酬というその時間に係わる部分は報酬のほうから出ているということですね。青山先生がおっしゃったように、いわゆる経費に係わる部分がこちらからというふうになるのだと思うのですが、その経費部分で考えた時に、やはりこのガイドラインを見せていただくと、民間の精算の仕方とちょっと差があるなと言うか、違いがあるなというふうに感じざるを得ない。基本的に実費ですべて領収書を出すというような考え方になっているようですが、一方定額部分で出るところが何点かあってこういうところなので、そのへんが県民の方にどうご理解いただけるかなというふうには感じました。

(大森座長)

別のところで全国の調査をした時も、県会議員さんの声の中から、やっぱり「秘書が欲しい」とおっしゃるのですよ。県会議員になった時に、片一方でいろんな雑務だけじゃなくて、新しい政策を打ち出す時には、議員さんごとにやっぱり秘書ぐらいは欲しいと。結構強いご意見です。少数ですけれども。県会議員の皆さん。

それがなかなか世間のほうで通りにくいものですから、国会議員の皆さん方に持って行くと必ず言われるのですよ。国会議員並みにやりたいかって、すぐに国会議員の皆さん方は言うのですよ。でも、もし仮に本格的に県会議員の皆さん方から、国会議員のように自分なりに政策等の勉強をして打ち出すということになれば、それを補佐するという体制が要るのですよね。今は事務局なの

ですけど、事務局の体制で本当に済むかということになると、今度はこの種の、広く言うと議会事務局の体制の問題も入ってくるのですよ。それが個々の議員さんからは「秘書が欲しい」という議論なのですね。

だから、広げていくといろんな議論に発展し得るのです。だから問題の所在と言うか、関連することについては幅広く考えて、私どもなりに現実的なのが報告で出していくと。少しいろいろ素材みたいなものをこの際大きく広げてみたらどうかと思うのです。

(青山委員)

この政務調査費の情報公開の今の仕組みと、実際の運用の実績と言いますか、例えばどのくらいの人たちが閲覧しているのかだとか、どのくらいその調査費の情報公開のシステムが、議員さんたちは大変だと思うのですが、県民の方に使いやすいのか、使い悪いのか、それも一つの論点かなと思うんですが、やはりこれは完全公開が原則だと。報酬とは違う性格のものということで、これは本当にそういう意味でうまく行っているのかですね。

(大森座長)

三重県は、情報公開条例は議会がどうなっていたのでしたか。独自の規程でしたか。県全体の情報公開条例の中で、その申請の先にも議会が入っているのでしたか。

(事務局)

議会も実施機関の一つに入っています。

(大森座長)

そうすると、審査委員会も作ってあるのですか。知事さんのほうで。

(事務局)

条例はそうです。

(大森座長)

異議申立てもそうですか。

(事務局)

それは議長が受けています。

(大森座長)

だから、議会に関係しているものは議会に請求があるでしょ。そこで、議長

さんが決裁するのですね。これを出すか、出さないか。異議申立てが起こったら、知事さんのほうでやっているやつでやる。

(事務局)

異議申立ての相手先は議長です。

(大森座長)

議長さんが異議申立ての対象になる。

(事務局)

審査会は持っておりません。審査会は知事のほうの審査会です。

(大森座長)

今まで三重県議会は、情報公開は議会が独自に条例を作つてやるという議論はなかったのですか。事務局でお分かりだったら、今、青山さんがおっしゃつているように、この政務調査費関係では、情報公開の請求が何件がありましたか。

(事務局)

平成 20 年度分、その以前のことは調べていないので分かりませんが、その閲覧の用に供すというふうになっていますから、情報公開請求はいただかないと いう形になっております。うんと以前のことは調べておりませんので分かりませんが。1 件 1 万円以上の時代というのが 1 年ありましたけれども、その翌年以降は、1 円以上のものはすべて付けて議会図書室で閲覧をするというふうになりますので、開示請求をいただかなくても見ていただけるという状況になっております。

(大森座長)

帳簿があって、と言うか、書類があって、そこへ来れば閲覧ができると。

(事務局)

そういうことです。

(大森座長)

コピーはどうですか。

(事務局)

コピーは取つていただけます。

(大森座長)

閲覧ということで、だから情報は、いわゆる情報公開条例の請求の対象になって公表制度になっている。誰でも見られることになっている。完全公開している。

(青山委員)

しかし、これは、誰が何人閲覧したのかという数字は分かるのですか。

(事務局)

誰でも見ていただけるものですから、その記録は取っておりません。

(青山委員)

閲覧できるのはこの議会の建物ですよね。例えばうんと県の端っこの人たちにはここまで来なければいけないということですよね。ネットに載せているわけではないですね。

(事務局)

載せておりません。

(大森座長)

閲覧を何人がしたかとの記録はないですか。

(事務局)

はい。

(大森座長)

ないですね。誰でも見られると。全部出ている。

(青山委員)

だけど、何か高飛車だよね。「見たい人は来ればいいじゃないか」という。「いや、ぜひ見ていただいて全然かまいませんから、どんどん見てください」というのと、「見たいやつは来いよ」というのと随分違いますからね。

(大森座長)

両方あって、公表制度のほうが幅広く公開することになる。わざわざ請求しなくていいと。その点ではいいのです。全部ですから。但し、ここまで来ないと、閲覧でなきや見られないというのは不便だというのはある。パソコンで検索すればすぐ出してくれるといいじゃないかと。これはしようとすればできるのでないですか。公表性から言えば同じことだから。誰でもいつでも見れますよと。

(岡本委員)

青山さん、普通に考えて、普通に公になっていると素直に考えてあげたほうがいいと思いますけどね。だから、ネットで見られるかどうかということも、多分検討していないだけで、是非すべきだということになれば多分そうなると思しますし、誰でも簡単にここで見られるわけですから。

(青山委員)

私が考えているのは、そういう仕組みをむしろ評価することによって、みんなに信頼される政務調査費の使い方になって、そういう皆さんの信頼の強めるための手立てがあるなら、してやってもいいのではないかという話なのです。

それと、今度は政務調査費の性格がこれでいいのかどうかというのはまた違う問題かと思っていて、ゴチャゴチャになって申し訳ない。

(大森座長)

議会とか会派の議員さんが独自の判断で自分たちの情報を出していくというやり方がありますね。情報を提供していくという。だから、今のように誰にも公開していく公表制度にする。もう一つは、個別に請求していったら必ず出ますと。この3通りがありますので、議会のスタンスとしてできるだけ議会も率先して意思として情報をどんどん出して行くと。その上でオープンにできるものは公表制度に載せると。しかし、いくつかの情報については請求してくださいと。その全体として情報公開制度を充実させるということは、法令に関して僕は十分考えられると思うのですよね。だから、ちょっと今のような、実態がどうなっているかということも調べて。

(岡本委員)

議員さんが自分でホームページで公開している人もいるのですか。そういう人はいませんか。

(事務局)

今ちょっと「閲覧」というふうに申し上げておりますのは、その1年度分の政務調査費の領収書も含めたすべてでございますので、三重県議会全体となりますと1年分で1万8,000枚ぐらいの書類になっております。個々の議員さんがそれらをご自分のホームページで上げてみえるかどうかというのは、あまり聞いたことがありません。いくら使ってとかいう話はあるかも分かりませんが。

今、閲覧していただいているというのは、本当に領収書の写しのすべての書類のことを言っておりますので、そこまではなかなかお聞きしたことはないのですが。

(大森座長)

さて、これは尽きませんので、本日はさわりの部分だけということで、次回検討をしたいと思います。

一応本日は以上で会議としては閉めまして、この後議長さんに中間報告をお渡ししたいと思います。

(終)

